

# 企画競争説明書

業務名称：スリランカ国コミュニティにおける高齢者向けサービス運営能力強化プロジェクト

調達管理番号： 19a01310

## 【内容構成】

- 第1 企画競争の手続き
- 第2 プロポーザル作成に係る留意事項
- 第3 特記仕様書案
- 第4 業務実施上の条件

2020年4月1日  
独立行政法人国際協力機構  
調達・派遣業務部

本説明書は、独立行政法人国際協力機構（JICA）が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出する技術提案書（以下「プロポーザル」という。）に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、当機構にとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第3「特記仕様書案」、第4「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとしています。

## 第1 企画競争の手続き

### 1 公示

公示日 2020年4月1日

### 2 契約担当役

理事 植嶋 卓巳

### 3 競争に付する事項

(1) 業務名称：スリランカ国コミュニティにおける高齢者向けサービス運営能力強化プロジェクト

(2) 業務内容：「第3 業務の目的・内容に関する事項（特記仕様書案）」のとおり

(3) 適用される契約約款雛型：

「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、見積書において、消費税は加算せずに積算してください。

なお、本邦研修に係る業務については、別途「技術研修等支援業務実施契約約款」を適用した契約を締結することとし、当該契約については消費税課税取引と整理します。このため、本邦研修にかかる報酬及び直接経費については、別見積書において、消費税を加算して積算してください。本邦研修業務に係る想定業務人月は、約4.5人月（2期合計）としてください。

(4) 契約履行期間（予定）：2020年6月 ～ 2023年7月

以下の2つの契約履行期間に分けて契約書を締結することを想定しています。「第3 特記仕様書案」も参照してください。

第Ⅰ期：2020年6月 ～ 2021年8月

第Ⅱ期：2021年9月 ～ 2023年7月

なお、上記の契約履行期間の分割案は、当機構の想定ですので、競争参加者は、業務実施のスケジュールを検討のうえ、異なった分割案を提示することを認めます。

(5) 前金払の制限

本契約については、契約履行期間が12ヵ月を越えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下の

とおりとする予定です。

なお、これは、上記（４）の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

1) 第一期

（１）第１回（契約締結後）：契約金額の２０％を限度とする。

（２）第２回（契約締結後９ヶ月以降）：契約金額の２０％を限度とする。

2) 第二期

（１）第１回（第二期契約締結後）：契約金額の２０％を限度とする。

（２）第２回（第二期契約締結後１３ヶ月以降）：契約金額の２０％を限度とする。

#### 4 窓口

【選定手続き窓口】

〒102-8012 東京都千代田区二番町５－２５ 二番町センタービル

独立行政法人 国際協力機構 調達・派遣業務部 契約第一課 佐藤

Sato.Kazuaki@jica.go.jp

注）書類の提出窓口（持参の場合）は、同ビル１階 調達部受付となります。

【事業実施担当部】

人間開発部 保健第二グループ 保健第四チーム

#### 5 競争参加資格

（１）消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則（平成15年細則（調）第8号）第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人（業務従事者を提供することを含む。以下同じ。）となることを認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申立てを行い、更生計画又は再生計画が発行していない法人をいいます。

2) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社会勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団員準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 独立行政法人国際協力機構が行う契約における不正行為等に対する措置規程（平成20年規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取扱います。

- ① 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。
- ② 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）の翌日以降から、契約相手確定日（契約交渉権者決定日）までに措置が開始される場合、競争から排除する。
- ③ 契約相手確定日（契約交渉権者決定日）の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。
- ④ 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

（２）積極的資格要件

当機構の契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。

1) 全省庁統一資格

令和01・02・03年度全省庁統一資格を有すること。

2) 日本登記法人

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

（３）利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務の特記仕様書の内容を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・審査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人となることも認めません。

具体的には、以下に掲げる者については、競争への参加を認めません。

・特定の排除者はありません。

(4) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（2）に規定する競争参加資格要件を求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、構成員の全ての社の代表者印又は社印を押印してください。

また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

(5) 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格及び法人登記については、提示いただく全省庁統一資格業者コードに基づき確認を行います。その他の競争参加資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し再確認します。

## 6 説明書に対する質問

(1) 質問提出期限：2020年4月8日 12時

(2) 提出先・場所：上記4. 窓口

注1) 原則、電子メールによる送付としてください。

注2) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、原則としてお断りしています。

(3) 回答方法：2020年4月13日までに当機構ホームページ上に行います。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

## 7 プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：2020年5月8日 12時

(2) 提出方法：郵送又は持参

注1) 郵送の場合は、上記提出期限までに到着するものに限ります。

注2) 郵送の場合、「各種書類受領書」の提出は不要です。

(3) 提出先・場所：上記4. 窓口

(4) 提出書類：プロポーザル 正1部 写 7部  
見積書 正1部 写 1部

(5) プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき

2) 提出されたプロポーザルに記名、押印がないとき

3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき

4) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき

5) 虚偽の内容が記載されているとき

6) 前各号に掲げるほか、本説明書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

(6) 見積書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては、新たに公開された「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」（2020年4月）を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

- 1) 「3 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- 2) 以下の費目については、別見積りとしてください。
  - a) 旅費（航空賃）
  - b) 旅費（その他：戦争特約保険料）
  - c) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
  - d) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
  - e) その他（以下に記載の経費）  
特になし
- 3) 以下の費目については、以下に示す定額を見積もってください。  
本邦研修の実施  
。
- 4) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。
  - a) 現地通貨 = 0.611220 円
  - b) US\$ 1 = 110.035000 円
  - c) EUR 1 = 120.104000 円
- 5) その他留意事項  
特になし。

## 8 プロポーザル評価と契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

(URL: [https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal\\_201211.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html))

### (1) 評価対象業務従事者について

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

- 1) 評価対象とする業務従事者の担当専門分野
  - a) 業務主任者／高齢者ケア
  - b) 社会サービス
- 2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数  
約 34.75 M/M

### (2) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

#### 1) 若手育成加点

本案件においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。

若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

#### 2) 価格点

若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

具体的には、評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

具体的には以下の計算式により、下表のとおり価格点を加算します。

最低見積価格との差に係る計算式：

(当該者の見積価格－最低見積価格) / 最低見積価格 × 100 (%)

**最低見積価格との差 (%) に応じた価格点**

最低価格との差 (%)	価格点
3%未満	2.25点
3%以上 5%未満	2.00点
5%以上 10%未満	1.75点
10%以上 15%未満	1.50点
15%以上 20%未満	1.25点
20%以上 30%未満	1.00点
30%以上 40%未満	0.75点
40%以上 50%未満	0.50点
50%以上 100%未満	0.25点
100%以上	0点

**(3) 契約交渉権者の決定方法**

契約交渉権者は、以下の手順で決定されます。

- 1) 競争参加者の競争参加資格要件を確認。
- 2) プロポーザルをプロポーザル評価配点表に基づき評価。
- 3) 評価が60点未満であったプロポーザルを失格として排除。
- 4) 若手育成加点の対象契約である場合、要件を満たすプロポーザルに2点を加算。
- 5) 評価点が僅少（最高評価点との点差が2.5%以内）である場合、見積書を開封し、価格評価を加味。
- 6) 上記、1)～5)の結果、評価点が最も高い競争参加者が契約交渉権者に決定。

**9 評価結果の通知と公表**

提出されたプロポーザルと見積書は当機構で評価・選考の上、2020年6月5日（金）までに評価を確定し、各プロポーザル提出者に評価結果（順位）及び契約交渉権者を通知します。

なお、この評価結果については、以下の項目を当機構ホームページに公開することとします。

- (1) プロポーザルの提出者名
- (2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ②業務の実施方針等
- ③業務従事予定者の経験・能力
- ④若手育成加点\*
- ⑤価格点\*

\*④、⑤は該当する場合のみ

また、プロポーザルの評価内容については、評価結果の通知書の日付から10営業日以内に調達・派遣業務部契約第一課 ([prtm1@jica.go.jp](mailto:prtm1@jica.go.jp))宛に申込み頂ければ、日程を調整の上、面談で説明します。10営業日を過ぎての申込みはお受けしていません。説明は30分程度を予定していません。

**10 契約情報の公表**

本企画競争に基づき締結される契約については、機構ウェブサイト上に契約関連情報（契約の相手方、契約金額等）を公表しています。また、一定の関係を有する法人との契約や関連公益法

人等については、以下の通り追加情報を公表します。詳細はウェブサイト「公共調達適正化に係る契約情報の公表について」を参照願います。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html>)

案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表

1) 公表の対象となる契約相手方取引先

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

- a) 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること、又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること
- b) 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

2) 公表する情報

- a) 対象となる再就職者の氏名、職名及び当機構における最終職名
- b) 直近3か年の財務諸表における当機構との間の取引高
- c) 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合
- d) 一者応札又は応募である場合はその旨

3) 情報の提供方法

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂きます。

(2) 関連公益法人等にかかる情報の公表

契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第13章第6節に規定する関連公益法人等に該当する場合には、同基準第13章第7節の規定される情報が、機構の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されます。

## 1.1 誓約事項

プロポーザルの提出に際し、競争参加者は以下の事項について誓約していただきます。誓約は、プロポーザル提出頭紙への記載により行っていただきます。

(1) 反社会的勢力の排除

以下のいずれにも該当せず、将来においても該当することがないこと。

- a) 競争参加者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）に規定するところにより、これらに準ずるもの又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。
- b) 役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。
- c) 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。
- d) 競争参加者又は競争参加者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- e) 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- f) 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- g) 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- h) その他、競争参加者が東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

(2) 個人情報及び特定個人情報等の保護

法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成26年12月11日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報を適切に管理できる体制を整えていること。

本契約において、「個人番号関係事務」を委託することは想定していませんが、業務に関

連して競争参加者が謝金等を支払う可能性も想定されるため、そのような場合において、法令に基づく適切な管理ができる体制にあるのかを確認させていただくことが趣旨です。

## 1.2 資金協力本体事業への推薦・排除

本件業務に基づき実施される資金協力本体事業等については、利益相反の排除を目的として、本体事業等への参加が制限されます。また、無償資金協力を想定した協力準備調査については、本体事業の設計・施工監理（調達監理を含む。）コンサルタントとして、当機構が先方政府実施機関に推薦することとしています。

（以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

（ ）本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取扱われます。

1. 本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）コンサルタントとして、当機構が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文（E/N）に規定する日本法人であることを条件とします。

本件業務の競争に参加するものは、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」に示されている様式5（日本法人確認調書）をプロポーザルに添付して提出してください。ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。

2. 本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社他、業務従事者個人を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び材の調達から排除されます。

（ ）本件業務は、有償資金協力事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社／子会社等を含む。）は、本業務の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び材の調達から排除されます。

（ ）本件業務は、フォローアップ事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務の結果に基づき当機構がフォローアップ事業を実施する場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び材の調達から排除されます。

## 1.3 その他留意事項

### （1）配布・貸与資料

当機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複製又は他の目的のために転用等使用しないでください。

### （2）プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

### （3）プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉権者を決定し、また、契約交渉及び契約管理を行う目的以外に使用しません。ただし、行政機関から依頼があった場合、法令で定められている範囲内において、プロポーザルに記載された情報を提供することがあります。

### （4）プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので、選定結果通知後10営業日以内に受け取りに来て下さい。連絡がない場合は当機構で処分します。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

### （5）虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の



- 記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。
- (6) プロポーザル作成に当たっての資料  
プロポーザルの作成にあたっては、必ず以下のページを参照してください。
- 1) 調達ガイドライン（コンサルタント等の調達）：  
当機構ホームページ「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「調達ガイドライン コ  
ンサルタント等の調達」  
(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)
  - 2) 業務実施契約に係る様式：  
同上ホームページ「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「様式 業務実施契約」  
(URL: [https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/index\\_since\\_201404.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html))

## 第2 プロポーザル作成に係る留意事項

### 1 プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: [https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal\\_201211.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html))

#### (1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

##### 1) 類似業務の経験

注) 類似業務：社会保障（高齢化対策／社会福祉）

##### 2) 業務実施上のバックアップ体制等

##### 3) その他参考となる情報

#### (2) 業務の実施方針等

##### 1) 業務実施の基本方針

##### 2) 業務実施の方法

1) 及び2) を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。

##### 3) 作業計画

##### 4) 要員計画

##### 5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

##### 6) 現地業務に必要な資機材

##### 7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）

##### 8) その他

#### (3) 業務従事予定者の経験、能力

##### 1) 業務管理体制の選択

本案件では、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）の適用を認めます。業務管理グループの詳細については、上記プロポーザル作成ガイドラインの別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

業務管理グループを採用するか否かを明示の上、業務管理グループを提案する場合、その配置、役割分担等の考え方について記載願います。

##### 2) 評価対象業務従事者の経歴

評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

➤ 業務主任者／高齢者ケア

➤ 社会サービス

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／高齢者ケア）】

a) 類似業務経験の分野：社会保障／高齢者ケアに係る業務

b) 対象国又は同類似地域：スリランカ国及びその他開発途上国

c) 語学能力：英語

d) 業務主任者等としての経験

【業務従事者：担当分野 社会サービス】

a) 類似業務経験の分野：社会保障／社会福祉に係る業務

b) 対象国又は同類似地域：スリランカ国及びその他全世界

c) 語学能力：英語

### 2 プロポーザル作成上の条件

#### (1) 自社と雇用関係のない業務従事者の配置

自社の経営者または自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。また、雇用予定者を除く。なお、雇用関係にあるか否かが明確ではない場合は、契約書等関連資料を審査の上、JICAにて判断しま

す。)技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。

なお、業務主任者については、自社(共同企業体の場合は代表者)の「専任の技術者」を指名してください。また、業務管理グループが認められている場合、副業務主任者についても自社(共同企業体の場合は、代表者又は構成員)の「専任の技術者」を指名してください。

- 注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は、当該共同企業体以外が提出するプロポーザルにおいて、補強として業務従事者を提供することを認めません。
- 注2) 複数の競争参加者が同一の者を補強することは、これを妨げません。
- 注3) 評価対象業務従事者を補強により配置する場合は、当該業務従事予定者の所属する社又は団体(個人の場合は本人の同意書)から同意書(様式はありません。)を取り付け、プロポーザルに添付してください。同意書には、補強を行う者の代表社印又は社印(個人の場合は個人の印)を押印してください。
- 注4) 評価対象外業務従事予定者を補強により配置する場合、契約交渉時に同意書を提出してください。契約時点で確定していない場合、同業務従事者を確定する際に提出してください。
- 注5) 補強として業務従事者を提供している社との再委託契約は認めません。
- 注6) 通訳団員については、補強を認めます。

## (2) 外国籍人材の活用

途上国における類似業務の経験・実績を持つ外国籍人材の活用が可能です。ただし、委託される業務は我が国ODAの実施業務であることに鑑み、外国籍人材の活用上限は、当該業務全体の業務従事人月の2分の1及び業務従事者数の2分の1を目途としてください。

なお、業務主任者を含む評価対象業務従事者に外国籍人材を活用する場合で、当該業務従事者が日本語を母国語としない場合は、日本語のコミュニケーション能力について、記述してください。日本語の資格を取得している場合、証書の写しを添付してください。

## 3 プレゼンテーションの実施

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、別添の実施要領で業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求めます。

別紙：プロポーザル評価表

別添：プレゼンテーション実施要領

## 別紙

## プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
<b>1. コンサルタント等の法人としての経験・能力</b>	(10)	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4	
<b>2. 業務の実施方針等</b>	(40)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	18	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18	
(3) 要員計画等の妥当性	4	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
<b>3. 業務従事予定者の経験・能力</b>	(50)	
<b>(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価</b>	(34)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
① 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者／高齢者ケア</u>	(27)	(11)
ア) 類似業務の経験	10	4
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3	1
ウ) 語学力	5	2
エ) 業務主任者等としての経験	5	2
オ) その他学位、資格等	4	2
② 副業務主任者の経験・能力： <u>副業務主任者</u>		(11)
ア) 類似業務の経験		4
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		1
ウ) 語学力		2
エ) 業務主任者等としての経験		2
オ) その他学位、資格等		2
③ 業務管理体制、プレゼンテーション	(7)	(12)
ア) 業務主任者等によるプレゼンテーション	7	7
イ) 業務管理体制		5
<b>(2) 業務従事者の経験・能力：<u>社会サービス</u></b>	(16)	
ア) 類似業務の経験	8	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2	
ウ) 語学力	3	
エ) その他学位、資格等	3	

別添

## プレゼンテーション実施要領

プレゼンテーションは業務主任者（業務管理グループを提案する場合には、業務主任者又は副業務主任者、もしくは両者が共同で）が行ってください。なお、業務主任者以外に1名（業務管理グループを提案する場合には、業務主任者又は副業務主任者以外に1名）の出席を認めます。

1. 実施時期：2020年5月14日（木）（時間未定）  
（各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。）
2. 実施方法：
  - （1）一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
  - （2） コロナウイルス感染拡大状況を踏まえ、「電話会議」による実施を想定しています。  
通常の電話のスピーカーオン機能による音声のみのプレゼンテーションです。プレゼンテーション参加者から当機構が指定する電話番号に指定した時間に電話をいただき、接続します。電話にかかる費用は、競争参加者の負担とします。
3. その他留意事項  
上記に依り難い場合には、別途調整させていただきます。  
また、状況に応じ、従来どおり対面にて実施する場合には、別途連絡させて頂く予定です。  
実施場所：当機構本部（麴町） 209会議室

以 上

## 第3 特記仕様書案

### 1. プロジェクトの背景

スリランカ民主社会主義共和国（以下、スリランカ）の総人口は約2,130万人（United Nations World Population Prospects 2019）で、うち65歳以上の高齢者はすでに人口の10%を超え（同）、2040年には人口の20%近くが65歳以上の高齢者によって占められると予測されている（同）。

社会の高齢化に伴って非感染性疾患（Non-Communicable Diseases: NCDs）による疾病負担も増大しており、また認知症の有病率が増えることも予想されている。これらの健康課題を解決するための保健医療サービスのニーズだけでなく、複数の障害を抱えたまま社会生活を送る高齢者も増加すると予測され、社会サービスのニーズへの対応も求められている。

こうした状況の中、スリランカ政府は高齢者ケア政策に関する議論を進めてきており、2006年に高齢者に係る国家政策が閣議決定され、現在改訂版の策定が進められている。また、2017年1月には国家高齢者保健政策（National Elderly Health Policy）が閣議決定され、同国における高齢者ケアが国家として優先的に取り組むべき課題として位置付けられた。本政策では保健サービス提供体制を強化するためのメカニズムの確立、セクター横断的な調整、治療、予防、リハビリテーションといったサービスを公平かつ包括的に提供するための施設整備や人材育成、根拠に基づいた研究支援など7つの戦略が位置づけられている。

しかしながら、この政策の検討過程において、高齢者に対する医療施設におけるケアのニーズに既存の医療施設のキャパシティが追い付いておらず、また、在宅での高齢者ケアを支援する地域医療・福祉体制が整っていないことから、ケアの必要な高齢者は医療施設、在宅のいずれにおいても十分なケアが受けられていない現状が浮き彫りとなった。保健・伝統医療省（以下、「保健省」という。）はこうした課題に対し、既存の医療施設において適切なリハビリテーション等のケアを提供するための中間ケア病床を設けるなどの対策を始めているものの、ケアを必要とする高齢者に対するコミュニティにおける医療・社会サービス提供体制に対しては十分な対策がとられておらず、喫緊の課題となっている。地域のフォーマル及びインフォーマルな保健医療・社会サービスを結びつけながら、全体で高齢者を支える地域づくりが求められている。

以上の背景から、JICAは2019年に本事業の詳細計画策定調査を実施した。調査の結果、「2. プロジェクトの概要」に示すプロジェクト内容・実施体制等についてスリランカ側と合意した。本事業では、パイロットサイト（西部州コロombo県（アトゥルギリヤ地域及びパードウツカ郡）、ウバ州バドゥッラ県（カンダケテイヤ郡）を想定）において、コミュニティでの高齢者を対象とする医療・社会サービス提供モデルを開発することにより、同モデルの他地域への展開を図り、もってスリランカのコミュニティにおける医療・社会サービス提供体制の強化に寄与するものである。

### 2. プロジェクトの概要

#### (1) プロジェクト名

コミュニティにおける高齢者向けサービス運営能力強化プロジェクト

#### (2) 上位目標

コミュニティにおける高齢者への医療・社会サービス提供モデル（以下、モデル）が他地域への展開に向けて活用される。

#### (3) プロジェクト目標

モデルが他地域への展開に向けて発信される。

#### (4) 期待される成果

1) パイロットサイトにおいて、コミュニティでの医療・社会サービス提供に係る計画・調整メカニズムが構築される。

2) パイロットサイトにおけるコミュニティでの高齢者に対する医療・社会サービス提供に関

する現状が、成果1で構築された計画・調整メカニズムにより分析される。

3) コミュニティでの高齢者に対する医療・社会サービス提供モデルがパイロットサイトで開発される。

4) 中央レベルにおける保健・社会セクターの連携や、中央レベルと地方レベルの連携が強化される。

5) モデルの他地域への展開に向けた提言が作成される。

#### (5) 活動の概要

##### 【成果1に係る活動】

1.1. 各パイロットサイトでプロジェクト活動の関連機関と関係者を特定する。

1.2. 各パイロットサイトでワーキングコミッティーを設立する。

1.3. 各ワーキングコミッティーは、ワーキングコミッティーに参加する関連機関と関係者の役割と責任を明確にする。

1.4. 各ワーキングコミッティーは、各パイロットサイトにおいてワーキングコミッティーの活動計画を作成する。

##### 【成果2に係る活動】

2.1. 各ワーキングコミッティーは、高齢者とその家族の情報及び医療・社会サービスの情報を収集するための質問票を作成する。

2.2. 各ワーキングコミッティーは、各パイロットサイトにおける高齢者と家族の状況を調査・分析する。

2.3. 各ワーキングコミッティーは、各パイロットサイトにおける病院とコミュニティでの医療サービスの状況を調査・分析する。

2.4. 各ワーキングコミッティーは、各パイロットサイトにおけるコミュニティでの社会サービスの状況を調査・分析する。

2.5. 各ワーキングコミッティーは、各パイロットサイトにおける高齢者への医療・社会サービス提供のメカニズムを明らかにする。

2.6. 各ワーキングコミッティーは、調査・分析結果に基づき、各パイロットサイトにおける高齢者への医療・社会サービス提供の具体的な課題を特定する。

##### 【成果3に係る活動】

3.1. 各ワーキングコミッティーは、各パイロットサイトにおいて優先度の高い課題を複数特定する。

3.2. 各ワーキングコミッティーは、各パイロットサイトにおいて特定した優先課題を解決するための活動計画を作成する。

3.3. 活動計画に基づき、各パイロットサイトで高齢者への医療・社会サービスの提供が試行される。

3.4. 各ワーキングコミッティーは、活動計画の実施をモニタリング・評価し、必要な活動計画の修正を行う。

3.5. 上記の活動に基づき、各パイロットサイトでモデルが最終化される。

##### 【成果4に係る活動】

4.1. プロジェクト活動の調整・モニタリングを行うため、中央・州・県レベルの医療・社会サービスに関する機関を特定する。

4.2. パイロットサイトにおけるワーキングコミッティーの活動を支援するためのプロジェクト実施コミッティー (PIC) 及びテクニカルワーキンググループ (TWG) を設立する。

4.3. PIC 及び TWGs はプロジェクト活動を定期的にモニタリング・評価する。

4.4. PIC は定期的に TWGs と各ワーキングコミッティーにフィードバックを行う。

##### 【成果5に係る活動】

5.1. プロジェクト (スリランカ側及び日本側) はモデルの他地域への展開のための教訓と示唆を抽出する。

5.2. プロジェクト (スリランカ側及び日本側) はモデルの他地域への展開のための提言を文書化する。

- 5.3. プロジェクト（スリランカ側及び日本側）は関連機関に提言を提出する。
- 5.4. プロジェクト（スリランカ側及び日本側）はモデルの発信とベストプラクティスの共有を目的とした国内・国外セミナーを実施する。

(6) 対象地域

西部州コロンボ県のアトゥルギリヤ地域<sup>1</sup>（人口約6,1千人、60歳以上人口約1千人）、パードウッカ郡（人口約6.8万人、60歳以上人口約1万人）及びウバ州パドゥッラ県のカンダケティヤ郡（人口約2.8万人、60歳以上人口約3.5千人）の3か所をパイロット地区とする。

(7) 関係官庁・機関

スリランカ保健省（Ministry of Healthcare and Indigenous Medical Services）及び社会福祉省（Ministry of Women, Child Affairs and Social Security）、対象州・県保健局、対象州社会福祉局、対象郡事務所、対象郡病院、医療・社会サービス従事者

(8) 協力期間

3年間（最初の日本人専門家がスリランカに到着した日から）

### 3. 業務の目的

スリランカ「コミュニティにおける高齢者向けサービス運営能力強化プロジェクト」に関し、当該プロジェクトに係るR/D（Record of Discussions）に基づき業務（活動）を実施することにより、期待される成果を発現し、プロジェクト目標を達成する。

### 4. 業務の範囲

本業務は、当機構が2020年2月20日に保健省と締結したR/Dに基づいて実施される「コミュニティにおける高齢者向けサービス運営能力強化プロジェクト」の枠内で、「3. 業務の目的」を達成するため、「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の業務を行うものである。

### 5. 実施方針及び留意事項

(1) コミュニティにおける高齢者への医療・社会サービス提供モデル

コミュニティにおける高齢者への医療・社会サービス提供モデルとは、高齢者に対し、医療サービス及び社会サービスが、コミュニティのリソース（医療従事者、社会サービス従事者、ボランティア等のインフォーマル部門）を活用して提供されるメカニズムのことを指す。本事業では、サービス提供者等のリソースに限られる同国において、インフォーマル部門を含むコミュニティのリソースを最大限活用し、高齢者に十分な医療サービス及び社会サービスを提供できる体制を各パイロットサイトでモデルとして構築し、そのメカニズムを文書化する。また、それらモデルから教訓や示唆を導出し提言を行うことで、他地域への展開につなげる。

(2) プロジェクトの柔軟性の確保

技術移転を目的とする技術協力プロジェクトでは、カウンターパート（C/P）のパフォーマンスやプロジェクトを取り巻く環境の変化によって、プロジェクトの活動を柔軟に変更していくことが必要となる。

この趣旨を踏まえ、コンサルタントは、プロジェクト全体の進捗、成果の発現状況を把握し、必要に応じプロジェクトの方向性について、適宜JICAに提言を行うことが求められる。

JICAは、これら提言について、遅滞なく検討し、必要な処置（先方C/Pとの合意文書の変更、契約の変更等）を取ることをとする。

(3) 現地リソースの活用

---

<sup>1</sup> カドヴェラ郡内に位置するGN(Grama Niladhari : 行政区)



草の根技術協力事業「スリランカにおける高齢者ケア政策プラン・モデル形成プロジェクト」(2015年～2017年)では、スリランカ保健省の高齢者基本政策の策定を行うとともに、本事業のパイロットサイトの一つであるバドゥツラ県ではコミュニティにおける高齢者ケアモデルプランの作成を行った。本事業は先行案件で育成された人材やその他ローカルリソースの活用を図るとともに、本プロジェクト完了後を見据え、現地リソースを中心としたコミュニティにおける高齢者ケアが強化されるよう、ワーク・プラン策定段階から実施段階まで継続して本プロジェクトの持続性にも最大限配慮することとする。

なお、プロジェクト実施体制として、日本人専門家不在時もプロジェクト活動が円滑に行われるよう、現地雇用するスタッフを長期で現地滞在させることを想定しているため、現地の体制について具体的な提案をプロポーザル上で行うこと。

#### (4) プロジェクト実施コミッティー (PIC) 及びテクニカルワーキンググループ (TWG) の活動支援

プロジェクト活動のモニタリングや各種調整等を担う PIC 及び TWG をスリランカ側が構築することを R/D で合意している (詳細は R/D の Annex4, 5 を参照)。PIC はプロジェクトマネージャー以下州・県レベルの行政官を含む機関であり、郡レベルの各パイロットサイトでの活動モニタリングや技術支援等を行う。TWG は県レベルの行政官を含み郡レベルの各パイロットサイトで構築される機関であり、PIC の監督の下、コミュニティレベルで構築されるワーキングコミッティー (6. (5) 以降で詳述) の活動支援等を行う。プロジェクト終了後の持続性確保に鑑み、スリランカ側による PIC 及び TWGs の定期会合の開催をはじめ、PIC 及び TWGs がプロジェクト活動の実施を支援するよう、本業務の中でも留意する。

#### (5) 高齢者ケアに関する他機関との連携

高齢者ケア分野では、保健省が“Happy Village Project”を実施している。50歳以上の定年間近、あるいは定年後の高齢者をボランティアとして活用し、非感染性疾患 (NCDs) 予防を主な活動としている。コミュニティに対する介入を行う本事業でも、“Happy Village Project”で育成された人材の活用など、案件開始後に連携可能性について検討する。

#### (6) 他援助機関との連携

高齢者ケア分野では、各ドナーが活発に活動を行っているため、本事業でもこうした活動と重複を避けつつも、連携して協力をを行う。

世界銀行はこれまで同国の保健セクター開発計画の策定及び実施支援を行っており、詳細計画策定調査段階では、中間ケアを推進するための医療施設に対するインフラ整備や、デイセンターの整備に係る支援を計画していた。2020年2月時点で、本計画は実施の予定がなくなったとのことであるが、今後も同分野における支援可能性があるため、案件開始後に最新の状況を確認し、連携可能性について検討する。

アジア開発銀行 (ADB) は、高齢者分野に係る調査を実施し、同国における戦略策定の技術的支援を行っている。詳細計画策定調査段階の情報によると、ADB は 4 州での一次レベルでの施設の改修を支援するほか、JFPR (日本貧困削減基金) を活用し、高齢者に関する国別戦略を策定した。今後、この結果に基づき、高齢者分野における新事業の形成を行うとのことであるため、案件開始後も情報共有と活動レベルでの連携を検討する。

NGO ヘルプエイジ (HelpAge Sri Lanka) は、研修の実施など高齢者委員会やデイケアセンター設立への支援、若年層に対する老年学に係る教育などを行っている他、“Home Care Volunteer Program”では、若年高齢者に日常生活支援・ファーストエイド等に係る研修を実施し、外出できない高齢者への訪問活動などを無償で行っている。これらヘルプエイジの活動によって育成された人材の活用など、案件開始後に連携可能性について検討する。

#### (7) 他の JICA 事業との連携

高齢者ケア分野では、「高齢化セクター情報収集・確認調査」(2020年1月～2020年7月)において、高齢化セクターにおける現状と諸課題の整理を目的とした調査を実施中である。本事業

でも同調査から得られた知見を活用するなど、他の JICA 事業との成果の共有や、連携についても工夫すること。

また、JICA はタイ国「コミュニティにおける高齢者向け保健医療・福祉サービスの統合型モデル形成プロジェクト」(2007 年～2011 年)において、コミュニティにおける高齢者向け保健医療・福祉サービスの統合型モデルの開発を行った。本事業でも、タイ国における活動の知見や教訓を活用することを検討する。

#### (8) 現地再委託

本事業において現地再委託は想定していないが、現地再委託することにより業務の効率、精度、質等が向上すると考えられる場合、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGO 等に再委託して実施することを認める場合がある。現地再委託により実施することが望ましいと考える業務がある場合、理由を付してプロポーザルにて提案すること。

なお、プロポーザル上の提案に際して、現地再委託は別見積もりとする。

#### (9) 供与機材

本事業においては機材の調達を行うことは想定していないが、機材の調達を行うことがプロジェクト目標の達成に必要であると考えられる場合、本事業の枠内で機材の調達を認める場合がある。調達が望ましいと考える供与機材がある場合、理由を付してプロポーザルにて提案すること。

なお、プロポーザル上の提案に際して、供与機材は別見積もりとする。

#### (10) プロジェクト広報

本プロジェクトの意義、活動内容とその成果が日本、スリランカ両国民に正しく理解されるよう、スリランカ側と協力して、効果的な広報に努めること。また、JICA が運営管理を行うプロジェクトホームページに掲載するためのプロジェクトニュースの作成(四半期に一度を想定)、ODA 見える化サイトへの掲載材料の提供、「保健だより」掲載記事の執筆、Facebook における発信等、JICA が実施する広報活動に協力を行うこと。

JICA ロゴの使用については「JICA CI (ロゴ) 運用マニュアル」に従って使用することとし、それに抛りがたい事情がある場合は、JICA に相談すること。

#### (11) 根拠ある効果の検証

本事業では、開発したモデルを他地域への展開に向けて発信することをプロジェクト目標としているため、根拠(エビデンス)に基づいてモデルの有効性を示す等の工夫が求められる。プロジェクトの成果検証・モニタリング及びプロジェクト内で試行する介入活動の効果検証を含め、統計学的手法(事業が対象社会集団にもたらした変化を精緻に測定する評価手法である「インパクト評価」を含む)を用いるなど、モデルの発信に必要と考えられる根拠(エビデンス)に基づいた分析手法について、プロポーザルの中で具体的な提案を行うこと。

#### (12) ジェンダー主流化ニーズ調査・分析

プロジェクトの実施に際しては、高齢者とその家族の情報及び医療・社会サービスの情報収集等を行うにあたり、男女別データの収集・分析を行い、男女別データで定量的効果を把握することや、高齢者ケアモデルの開発において女性特有のニーズを調査するなど、ジェンダー主流化ニーズの調査・分析を行うこと。

#### (13) 国内外の有識者の活用

本事業では、コミュニティにおける高齢者への医療・社会サービス提供モデルの開発を行うが、その過程においては、コミュニティにおけるニーズ調査・分析やモデル形成・活用など、様々な専門性が求められる。また、関係者が高齢者ケア分野に十分な理解を得るため、セミナーの実施等を通じた日本の知見の共有が有効であると考えられる。以上を踏まえ、コミュニティにおける高齢者への医療・社会サービス提供モデルの開発を進めるにあたり、国内外の有識者の現地への派遣が有効であると考えられる場合、プロポーザルの中で具体的な提案を行うこと。

(14) 保健省による中間ケア推進の動きとの連携

パイロットサイトの一つであるコロンボ県アトゥルギリヤ地域の郡病院では、保健省が中間ケア病床の整備を進める予定である。本事業では、コミュニティにおける医療・社会サービス提供体制の強化を図るが、その対象者には中間ケア病床から退院した患者も含まれることが想定される。従って、高齢者に対する医療・社会サービスが切れ目なく提供されるよう、本事業においても保健省による中間ケア推進の動きとの連携を検討する。

(15) 地域特性に応じたモデル開発

本事業では、3か所のパイロットサイトにおける活動を想定しているが、これら3か所を選定している理由は、異なる地域特性のサイトそれぞれでモデル開発を行うことで、プロジェクト終了後の他地域への展開に向けて、より汎用性の高い教訓や示唆の導出、ひいては政策提言につながると考えられるためである。西部州コロンボ県のアトゥルギリヤ地域は都市部中心、パドゥッカ郡は都市部郊外、ウバ州パドゥッラ県のカンダケテイヤ郡は地方部を代表するモデル開発を行うことを想定している。

(16) 本邦研修の実施

以下の表に示したテーマ及び対象者等にて本邦研修を実施する。プロポーザルにおいて、C/Pに対する本邦研修の実施業務内容（研修対象者の選定支援、研修内容・日程・カリキュラムの作成、講師・面談者・見学実習先等の手配、カリキュラム関連資料の作成、来日前説明、来日カリキュラムの実施、実施報告書の作成）について提案を行うこと。その際は、実施業務に関連する経費もあわせて積算すること。ただし、以下の表に示したテーマ、回数及び対象者等に関わらず、本邦研修にて実施することが望ましいと考える内容がある場合、理由を付してプロポーザルにて提案すること。なお、本邦研修の受入業務、監理業務はJICAで対応する。

テーマ	対象者	人数	期間	開催時期
高齢化対策	保健省、社会福祉省、対象州・県保健局、対象州社会局、対象郡事務所関係者	10名	約1週間	2020年12月
地域包括ケア	対象郡病院関係者、対象郡医療・社会サービス従事者、ワーキングコミッティーの構成員	10名	約1週間	2021年12月
地域包括ケア	対象郡病院関係者、対象郡医療・社会サービス従事者、ワーキングコミッティーの構成員	10名	約1週間	2022年9月

(17) 第三国研修の実施

以下の表に示したテーマ及び対象者等にてタイにて第三国研修を実施する。第三国研修の実施業務や受入業務、監理業務はJICAにて対応し、コンサルタントは研修対象者の選定支援や来日前説明、実施報告書の作成等の支援を行う。必要な経費として、コンサルタント自身の渡航、現地の移動・宿泊にかかる費用を積算すること。なお、現地の移動は、首都バンコクから車両で移動できる範囲とすることを想定している。

テーマ	対象者	人数	期間	開催年度
地域包括ケア	保健省、社会福祉省、対象州・県保健局、対象州社会局、対象郡事務所関係者、対象郡医療・社会サービス従事者、ワーキングコミッティーの構成員	10名	約1週間	2021年5月

## 6. 業務の内容

【第1期契約期間：2020年6月～2021年8月】

### (1) ワーク・プランの作成・協議、合意

本プロジェクトの詳細計画策定調査結果等を踏まえ、プロジェクト全体像を把握し、プロジェクト実施の基本方針・方法、業務工程計画等を作成し、これらをワーク・プラン（第1期原案）（英文）に取りまとめる。同プランを基にスリランカ側関係者及び機構（JICA 人間開発部、スリランカ事務所）と協議、意見交換し、プロジェクトの全体像を共有する。

ワーク・プラン（第1期原案）については、上記意見交換を踏まえてその修正版を作成し、スリランカ側関係者及び機構（JICA 人間開発部、スリランカ事務所）と協議、意見交換した上で、ワーク・プラン（第1期）として取りまとめ、合意する。

### (2) モニタリングシート（ver. 1）の作成・協議、合意

2019年11月（詳細計画策定調査時）に策定したPDM、POを基に、評価指標の目標値案、各成果達成のための活動計画の詳細案・修正案を作成し、スリランカ側関係者と協議、意見交換し、合意する。その結果を踏まえて、修正版PDM、POを作成し、モニタリングシート（ver. 1）としてJICAスリランカ事務所に提出する。特に、2019年11月に策定したPDM、POにおいて、プロジェクト目標や成果に係る指標の設定について保健省、社会福祉省と合意しているが、案件開始時に最新の情報を収集し、設定された指標が妥当であるか再度協議の上、先方と合意する。

PDMの「要約」部分に修正がある場合は、PDM改訂のためのミニッツ作成、署名・交換に協力する。

### (3) 中央・州・県レベルの医療・社会サービスに関する機関の特定（活動4.1）

本事業では、プロジェクト活動の調整・モニタリングを行うため、プロジェクト実施コミッティー（PIC）及びテクニカルワーキング（TWG）を可能な限りジェンダーバランス、特に女性による意思決定者の存在などに配慮しながら設ける。プロジェクトの最高意思決定機関はJCCであるが、日常的にプロジェクト活動全体の調整・モニタリングを行うため、保健省・社会福祉省と州・県レベルの行政官を含むPICを設立し、各パイロットサイト単位で形成されるTWGの活動を支援する。各パイロットサイト単位で設立されるTWGには、県レベルの行政官の他にコミュニティにおける各種サービス提供者が含まれ、コミュニティでの活動の中心を担うワーキングコミッティー（（5）以降で詳述）の活動を支援する体制をとる。

本事業では、上記のように医療・社会サービスに関わる様々なアクターが協働する仕組みを設けることで、医療・社会サービスの連携強化を図る。また同時に、PICやTWGといった中央・州・県の異なるレベルの関係者から構成される機関が協働する仕組みを設けることで、中央・州・県といった縦の行政ラインの連携が強化されることを期待している。

PICやTWGのメンバーは詳細計画策定調査時点で保健省及び社会福祉省と合意しているが、保健省・社会福祉省の中でも医療・社会サービスに関わる部局は複数にまたがっていると同時に、他機関も医療・社会サービスの提供に重要な役割を果たしている可能性があることから、本事業の最初の段階において、中央・州・県レベルの医療・社会サービスに関する機関をあらためて整理する。機関の特定は保健省及び社会福祉省が中心となっており、コンサルタントはその活動を支援する。

### (4) プロジェクト実施コミッティー（PIC）及びテクニカルワーキンググループ（TWG）の設置支援（活動4.2）

PICやTWGのメンバーは詳細計画策定調査時点で保健省及び社会福祉省と合意しているが、上述の通り本事業開始後に中央・州・県レベルの医療・社会サービスに関する機関をあらためて整理し、PICやTWGのメンバーを決定する。また、PICやTWGの役割や実施方法、プロジェクト活動の調整・モニタリング方法について確認する。

PICやTWGが適切にプロジェクト活動の調整・モニタリングを行うためには、関係者がプロジェクトデザインや各機関の役割を理解するとともに、各機関内あるいは各機関同士のネットワー

キングを図ることが重要である。また、関係者が高齢者の身体・認知機能の特徴、高齢者ケアの基礎的な概念について理解し、本事業の目指すコミュニティにおける高齢者への医療・社会サービス提供モデルの具体的なイメージを持つことが求められる。

以上を踏まえ、本事業の開始時に、コンサルタントはPIC及びTWGの合同キックオフセミナーを開催し、基本的なプロジェクトデザインや日本でのコミュニティにおける高齢者ケアの取組等に関する紹介を行う。その他、本事業の開始時にプロジェクト活動の調整・モニタリングを担うメンバーに対して実施すべきセミナー内容を含め、プロポーザルの中でキックオフセミナーの具体的な内容について提案すること。

#### (5) 各パイロットサイトにおけるプロジェクト活動の関連機関と関係者の特定支援（活動1.1）

本事業では、3か所のパイロットサイトのそれぞれにおいて、ワーキングコミッティーを設立し、ワーキングコミッティーが中心となって現状分析と課題の特定、モデル開発を行うことを想定している。パイロットサイトは郡レベルで構成されるが、各郡においてコミュニティを1つ選定し、ワーキングコミッティーを設置する。60歳以上人口1,000人程度を含むコミュニティを各郡から選定することを目安とし、アトウルギリヤ地域（総人口約6,100人、60歳以上人口約1,000人）は地域全体を一つのコミュニティとしてワーキングコミッティーを設置することを想定する。ワーキングコミッティーはコミュニティに根差した活動を行っている医療従事者、社会サービス従事者などがメンバーとなることが想定されるが、高齢者ケアに関わる人的リソースが不足している同国においてコミュニティにおける高齢者への医療・社会サービス提供モデルの開発を行うには、多様なアクターの巻き込みを図ることが重要である。同国では、高齢者委員会や各種ボランティア組織など、様々な関係者がコミュニティレベルで活動しているとともに、コミュニティにおける課題解決においては住民自身の参画も重要であることから、彼らの巻き込みを図ることも検討し、まずは各パイロットサイトの中から選定されたコミュニティにおいてリソースとなりうる関係機関と関係者の特定を行う。関係機関と関係者の特定は、PICやTWGが中心となって行い、コンサルタントはその活動を支援する。

#### (6) 各パイロットサイトにおけるワーキングコミッティーの設立支援（活動1.2、1.3）

上述のようにPICやTWGが中心となって各パイロットサイトにおいてリソースとなりうる関係機関と関係者の特定を行うため、その結果を踏まえ、モデル開発の中心を担うワーキングコミッティーを各パイロットサイトの中から選定されたコミュニティで設置する。ワーキングコミッティーは、彼ら自身がオーナーシップを持って現状分析や課題の整理、モデル開発に向けた各種取組の中心的役割を担うことが期待されており、また各パイロットサイトによって地域特性やリソースの状況が異なっていることが想定される。従って、各パイロットサイトの実態にあったメンバー、規模となるよう、コンサルタントは支援する。ワーキングコミッティーのジェンダー構成にも配慮する。また、各パイロットサイトのワーキングコミッティーには住民団体やボランティアなどインフォーマルな部門を含む様々な関係者が参加することが想定されるため、設立時にそれぞれの役割と責任を明確にする。

各ワーキングコミッティーがモデル開発を進めるには、各ワーキングコミッティーが組織として円滑に機能することや、関係者が高齢者の身体・認知機能の特徴、高齢者ケアの基礎的な概念について理解していること、本事業の目指すコミュニティにおける高齢者への医療・社会サービス提供モデルの具体的なイメージを持つことが重要であると考えられる。従って、各ワーキングコミッティー設立時に、ワーキングコミッティーのメンバーに対する基礎研修の実施など、具体的な方策についてプロポーザルの中で提案すること。

#### (7) ワーキングコミッティーの活動計画の作成支援（活動1.4）

各ワーキングコミッティーは、成果2の活動において各パイロットサイトの現状分析と課題の特定を行うことから、課題の特定に至るまでの活動計画の作成を行い、コンサルタントは活動計画の策定を支援する。現状分析にあたっては、高齢者とその家族の情報や医療サービス・福祉サービスの状況について調査するが、対象地域の高齢者については悉皆調査とすることを前提に、調査の実施主体やその手法についても検討する。調査内容は、各パイロットサイトの地域特性等

によって異なることが想定される。パイロットサイトは郡単位としているが、現状分析やニーズ調査、モデル開発にあたっては、パイロットサイトの中から選定されたコミュニティ単位で活動展開することが想定されるため、ワーキングコミッティーの規模と各パイロットサイトのリソースの状況に応じて、適切な活動計画を策定するよう支援する。

(8) 高齢者とその家族の情報及び医療・社会サービスの情報を収集するための質問票の作成支援(活動2.1)

上述の活動計画に基づき各ワーキングコミッティーが現状分析を行うにあたり、質問票の作成を支援する。質問票は、パイロットサイト間で共通の事項と、各パイロットサイトの地域特性や調査計画等によって異なる部分から構成されることが想定される。調査は各パイロットサイトから選定されたコミュニティにおける高齢者への医療・社会サービス提供の状況やニーズを把握し、具体的な課題を特定することを目的としているため、これら目的が達成されるよう質問票の作成に際しコンサルタントは技術的に支援する。また、本調査はモデル開発と試行のプロセスにおけるベースラインとなる情報収集も兼ねるため、モデル試行後に介入活動の効果検証ができるよう、統計学的手法を用いるなど工夫すること。

(9) 各パイロットサイトにおける高齢者と家族の状況の調査・分析支援(活動2.2)

各ワーキングコミッティーは、質問票に基づき、各パイロットサイトから選定されたコミュニティにおける高齢者と家族の状況の調査・分析を行う。コンサルタントは、調査手法が適切であるかを確認するとともに、統計的分析など調査結果の分析を技術的に支援する。なお、調査の実施に際しては、ワーキングコミッティーのメンバー自身が現状と課題をより明確に把握するため、現地再委託ではなく、彼ら自身のオーナーシップの下で調査を実施する。

(10) 各パイロットサイトにおける病院とコミュニティでの医療サービスの状況の調査・分析支援(活動2.3)

各ワーキングコミッティーは、質問票に基づき、各パイロットサイトから選定されたコミュニティにおける病院とコミュニティでの医療サービスの状況の調査・分析を行う。病院では高齢者ケアに関する各レベルの病院間の役割やサービス提供状況、コミュニティでは訪問診療・地域保健活動等のサービス提供状況等の調査が想定される。また、Public Health Nursing Officer (PHNO) など高齢者ケアに関わる医療従事者の役割、Happy Village Project によって養成されたボランティアの役割についても留意すること。コンサルタントは、調査手法が適切であるかを確認するとともに、統計的分析など調査結果の分析を技術的に支援する。

(11) 各パイロットサイトにおけるコミュニティでの社会サービスの状況の調査・分析支援(活動2.4)

各ワーキングコミッティーは、質問票に基づき、各パイロットサイトから選定されたコミュニティにおける社会サービスの状況の調査・分析を行う。Social Service Officer (SSO) によるサービス提供のみならず、Elderly Rights Promotion Officer (ERPO) など高齢者ケアに関わる社会サービス従事者の役割についても留意すること。コンサルタントは、調査手法が適切であるかを確認するとともに、統計的分析など調査結果の分析を技術的に支援する。

(12) 各パイロットサイトにおける高齢者への医療・社会サービス提供のメカニズム明確化支援(活動2.5)

各ワーキングコミッティーは、高齢者とその家族の情報及び医療・社会サービスに関する調査・分析結果を踏まえ、各パイロットサイトから選定されたコミュニティにおける高齢者への医療・社会サービス提供のメカニズムを整理する。具体的には、どのような関係者(医療従事者、社会サービス従事者、その他リソース)が、支援を必要とする高齢者をどのように特定し、どのように各機関と調整しながら、どのようなサービスを提供しているかを整理することで、高齢者への医療・社会サービス提供における課題の明確化につなげる。

また、高齢者への医療・社会サービス提供のメカニズムはパイロットサイトごとに異なること

が想定されるため、コンサルタントは各パイロットサイトが調査・分析結果を共有する機会を設け、情報共有を通じて各パイロットサイトの特性や長所・短所を見出すよう工夫すること。

(13) 各パイロットサイトにおける高齢者への医療・社会サービス提供の具体的な課題の特定支援(活動2.6)

高齢者への医療・社会サービス提供のメカニズムの明確化と、各種調査・分析結果、及びパイロットサイト同士の情報共有や本邦研修(第一回)、第三国研修の結果を踏まえて、各パイロットサイトから選定されたコミュニティにおける高齢者への医療・社会サービス提供の具体的な課題を整理する。課題の整理はワーキングコミッティーの作業を、コンサルタントを含むPICやTWGsが技術的に支援する。

(14) 各パイロットサイトにおける優先度の高い課題の特定支援(活動3.1)

各ワーキングコミッティーは、各パイロットサイトで特定した課題のうち、コミュニティにおける高齢者への医療・社会サービス提供モデルの開発を通じて解決する課題をそれぞれのパイロットサイトで3つほど特定する。なお、コミュニティにおけるサービス提供においては様々な課題が挙げられることが想定されるが、本事業ではコミュニティレベルで形成されるワーキングコミッティー自身がオーナーシップを持って課題解決を図ることを期待しているため、各コミュニティで活用可能なリソースを動員することで解決することが可能と考えられる課題を特定するよう、コンサルタントは支援する。

(15) 各パイロットサイトにおいて特定した優先課題を解決するための活動計画の作成支援(活動3.2)

各ワーキングコミッティーは、各パイロットサイトから選定されたコミュニティにおいて特定した優先課題を解決するための活動計画を作成する。活動計画はパイロットサイトごとに異なることが想定されるため、コンサルタントは各パイロットサイトが活動計画を共有する機会を設ける。また、活動計画の実効性を含め技術的なアドバイスを行う。

(16) 第三国研修の実施支援

タイにおける第三国研修をJICAが企画・実施するため、コンサルタントはその準備・実施を支援する。タイ国ではJICAは2007年以来技術協力プロジェクトを通じて高齢化分野の支援を行っており、またタイ国「コミュニティにおける高齢者向け保健医療・福祉サービスの統合型モデル形成プロジェクト」(2007~2011)においてはコミュニティにおける高齢者向け保健医療・福祉サービスの統合型モデルの開発を行うなどしたため、タイ国の取組に関する知見や教訓は本事業においても活用可能である。従って、タイ国の地域のリソースを活用したコミュニティにおける高齢者ケアの取組を学ぶ機会として、第三国研修を実施する。

【第2期契約期間：2021年9月~2023年7月】

(1) ワーク・プランの作成・協議、合意

第1期契約期間の実績・教訓やスリランカ側の政策・計画・意向を踏まえて、プロジェクト実施の基本方針・方法、業務工程計画等を作成し、これらをワーク・プラン(第2期原案)(英文)に取りまとめる。

同プランを基に、スリランカ側関係者と協議、意見交換し、プロジェクトの全体像の再確認、第2期の活動方針を共有した上で、ワーク・プラン(第2期)として取りまとめ、合意する。

なお、第2期のプロジェクト実施の基本方針・方法の策定にあたっては、第1期時に各パイロットサイトで作成された活動計画の内容を十分に反映するよう留意すること。

(2) 各パイロットサイトにおける高齢者への医療・社会サービスの試行的な提供支援(活動3.3)

パイロットサイトごとに作成されるコミュニティにおける高齢者への医療・社会サービスに関する課題解決のための活動計画に基づき、各ワーキングコミッティーは高齢者への医療・社会サービス提供を試行的に実施する。

実際に高齢者への医療・社会サービス提供に従事する様々なアクターは、高齢者ケアに関する基本的知識や技術が不足していることが想定されるため、活動計画に基づきモデル開発が円滑に進むよう、コンサルタントはセミナーや研修の実施等を通じてフォローアップを行う。

(3) 各ワーキングコミッティーによる活動計画の実施モニタリング・評価や活動計画の修正支援（活動3.4）

各ワーキングコミッティーは、活動計画に基づく医療・社会サービスの試行的な提供をモニタリング・評価する。コンサルタントは、各ワーキングコミッティーが医療・社会サービスの提供状況を適切にモニタリング・評価できるよう支援するとともに、モデル試行後に介入活動の効果検証ができるよう、統計学的手法を用いるなど工夫すること。特に、本事業では開発したモデルを他地域への展開に向けて発信することをプロジェクト目標としているため、エビデンスに基づいてモデルの有効性を示すことが望ましい。

また、活動はワーキングコミッティーごとに異なることが想定されるため、活動が円滑に進んでいるサイトに対するクロスビジットや進捗共有のための機会を設けるなど、コンサルタントは各パイロットサイトが活動計画の実施状況を共有する機会を設ける。これらモニタリングや評価を通じ、必要に応じて活動計画の修正を支援する。活動計画の修正にあたっては、本邦研修（第2回）の学びを反映させることが期待されるため、研修とモデル開発の有機的な連携を図るよう、研修内容について工夫すること。

(4) 各パイロットサイトにおけるモデルの最終化支援（活動3.5）

各パイロットサイトから選定されたコミュニティにおける高齢者への医療・社会サービス提供の試行的な実施や、そのモニタリング・評価結果を踏まえて、パイロットサイトごとにコミュニティにおける高齢者への医療・社会サービスモデルを最終化し、文書化する。モデルの最終化は各ワーキングコミッティーのみならず、PICやTWGsも含み検討し、コンサルタントは文書化などそのプロセスを支援する。

(5) モデルの他地域への展開のための教訓と示唆の抽出支援（活動5.1）

各パイロットサイトでのモデル開発に至るプロセスや最終化されたモデルから、モデルの他地域への展開のための教訓と示唆を抽出して整理する。各パイロットサイトは、西部州コロombo県のアトゥルギリヤ地域は都市部中心、パドゥッカ郡は都市部郊外、ウバ州バドゥッラ県のカンダケティヤ郡は地方部のサイトであるため、それぞれに特徴的な教訓と示唆が導出されることを想定している。教訓と示唆の抽出は各ワーキングコミッティーのみならず、PICやTWGsも含み検討し、コンサルタントはそのプロセスを支援する。

(6) モデルの他地域への展開のための提言の作成、提出支援（活動5.2）

各パイロットサイトで開発されたモデルと、それらから導出された教訓と示唆を整理し、モデルの他地域への展開のための提言を作成する。提言は主に中央レベルのPICが中心となって作成されることを想定し、コンサルタントはそのプロセスを支援する。

(7) 関連機関への提言の提出（活動5.3）

作成された提言を関連機関へ提出する。なお、本事業ではモデルが他地域への展開に向けて発信されることをプロジェクト目標としているが、プロジェクト終了3年後に達成されることが期待される上位目標では、プロジェクトが他地域への展開に向けて活用されることとしている。従って、本事業終了後にモデルが他地域での活用につながるよう、然るべき関連機関がモデルとその提言について認知し、かつ何らかの形で政策に反映されることが望ましい。コンサルタントは、提言を提出するだけでなく、モデルの他地域での活用に向けて提言をどのように活用するのが良いかスリランカ側と十分に検討の上、必要な対策を講ずること。

(8) モデルの発信とベストプラクティスの共有を目的とした国内・国外セミナーの実施（活動5.4）



最終化されたモデルや教訓、示唆、ベストプラクティスなど、提言も含めて国内・国外向けに発信するためのセミナーを開催する。国内向けのセミナーは、モデルの他地域への展開を見据えたセミナーであるため、パイロットサイトのみならず、スリランカ全土から広く参加者を募ることを想定する。モデルを他地域へ広くかつ効果的に展開する上で必要な規模や回数について検討し、プロポーザルの中で提案すること。また、国内向けの普及セミナーに周辺国関係者（タイを想定）も呼ぶことで国外セミナーとすることを想定するが、実施段階で JICA と相談する。国外からの参加者に要する費用は積算に含めないこととする。

#### 【全契約期間を通じての業務】

##### （１）合同調整委員会（JCC）の開催

少なくとも年に 1 回 JCC を開催し、モニタリングシート等を用いてプロジェクトの進捗を報告・確認し、プロジェクト全体に関する実施方針について C/P と協議し、合意を得る。協議結果をミニッツ（英文）に取りまとめ、C/P の確認を得る。

##### （２）プロジェクト進捗のモニタリングシート及びレビューの実施

プロジェクトの進捗をモニタリングするため、6 か月に 1 度の頻度でモニタリングシート（英文）を先方実施機関と共同で作成し、JICA スリランカ事務所経由で JICA 人間開発部に提出する。結果を基に、必要に応じて、PDM 改定案及び活動計画修正案を提案する。プロジェクト終了前には、C/P とともに JCC で合同レビューを行う。

##### （３）PIC 及び TWG によるプロジェクト活動の定期的モニタリング・評価の実施支援（活動 4.3）

本事業では各ワーキングコミッティーが中心となって現状分析や課題の特定、モデルの開発を行うこととしているが、これらコミュニティレベルの活動を、県レベルの行政官を含み各パイロットサイトごとに形成される TWG が技術的に支援する。また、3 か所のパイロットサイト全体のモニタリングは保健省・社会福祉省など中央・州レベルの行政官を含む PIC が行うこととしている。PIC や TWG がプロジェクト活動の定期的モニタリングや評価を行うにあたり、その両機関に属する県レベルの行政官とともに、コンサルタントは行政ラインとワーキングコミッティーの情報共有の円滑化を図り、またモニタリングや評価を技術的に支援する。

##### （４）PIC による TWG と各ワーキングコミッティーに対するフィードバック支援（活動 4.4）

PIC 及び TWG はプロジェクト活動の定期的モニタリング・評価を担うが、特に 3 か所のパイロットサイト全体のモニタリングを担う PIC は、パイロットサイトごとに形成される TWG やワーキングコミッティーが円滑に機能するよう、それぞれの活動に対して技術的なフィードバックやアドバイスを行うことが求められる。コンサルタントは、フィードバックのとりまとめやその機会を設けるなど、PIC の活動を支援する。

##### （５）本邦研修の実施

C/P に対し本邦研修を実施する。「コンサルタント等契約における研修・招へい実施ガイドライン」（2017 年 6 月）を参照の上、スケジュール、対象者、研修受入れ機関、研修内容を研修開始 4.5 か月前までに JICA に提示すること。

本邦研修にかかる受入業務、監理業務は JICA に対応し、本契約では実施業務（研修対象者の選定支援、研修内容・日程・カリキュラムの作成、講師・面談者・見学実習先等の手配、カリキュラム関連資料の作成、来日前説明、来日カリキュラムの実施、実施報告書の作成）を行う。実施業務に関連する経費を積算すること。

##### （６）広報活動

業務実施にあたっては、本協力の意義、活動内容とその成果をスリランカ・日本両国民に正しく理解してもらえよう、JICA 人間開発部およびスリランカ事務所と協議の上、広報に努める。効果的な広報の方法について、プロポーザルにて提案すること。

## 7. 報告書等

### (1) 報告書等

期	レポート名	提出時期	部 数
第1期	業務計画書（第1期） （共通仕様書の規定に基づく）	契約締結後10日以内	和文：3部
	ワーク・プラン（第1期）	業務開始から約3ヵ月後	英文：3部
	モニタリングシート	業務開始から半年ごと	英文：2部
	プロジェクト業務完了報告書 （第1期）	2021年8月10日	和文：3部 英文：3部 CD-R（和）：2枚 CD-R（英）：2枚
第2期	業務計画書（第2期） （共通仕様書の規定に基づく）	契約締結後10日以内	和文：3部
	ワーク・プラン（第2期）	業務開始から約3ヵ月後	英文：3部
	モニタリングシート	第1期の業務開始から半年ごと	英文：2部
	プロジェクト事業完了報告書	第2期契約終了時 なお、ドラフトを3か月前 に提出し、JICAからのコメ ントを踏まえて最終化	和文：5部 英文：5部 CD-R（和）：2枚 CD-R（英）：2枚

プロジェクト事業完了報告書は製本することとし、その他の報告書等は簡易製本とする。報告書等の印刷、電子化（CD-R）の仕様については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照する。

各報告書の記載項目（案）は JICA とコンサルタントで協議、確認する。

### (2) 技術協力作成資料等

業務を通じて作成された以下の資料を入手の上、事業完了報告書に添付して提出する。

- 1) 各パイロットサイトの状況調査・分析結果
- 2) 各パイロットサイトの活動計画
- 3) コミュニティにおける高齢者への医療・社会サービス提供モデル
- 4) モデルの他地域への展開のための提言

### (3) コンサルタント業務従事月報

コンサルタントは、国内・海外における業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む月次の業務報告を作成し、共通仕様書第7条に規定されているコンサルタント業務従事月報に添付して JICA に提出する。なお、先方と文書にて合意したものについても、適宜添付の上、JICA に報告する。

- 1) 今月の進捗、来月の計画、当面の課題
- 2) 活動に関する写真
- 3) 業務フローチャート

## 第4 業務実施上の条件

### 1. 業務工程計画

本件に係る業務工程は、2020年6月に開始し、約38ヶ月後の終了を目処とする。以下の2つの期間に分けて業務を実施する。

(1) 第1期：2020年6月～2021年8月

(2) 第2期：2021年9月～2023年7月

このため、第1期の契約期間の終了時点において、次期契約期間の業務内容の変更の有無等について当機構が指示を行い、契約交渉を経て契約書を締結することとする。

### 2. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

#### (1) 業務量の目途

業務量は以下を目途とする。

第1期 約 25M/M

全体 約 60M/M

#### (2) 業務従事者の構成（案）

本業務には、以下に示す分野を担当する専門家の配置を想定するが、コンサルタントは、業務内容を考慮の上、適切な専門家の配置をプロポーザルにて提案することとする。

1) 業務主任者/高齢者ケア（2号）

2) 社会サービス（3号）

3) コミュニティ人材育成/研修管理（4号）

### 3. 対象国の便宜供与

(1) C/Pの配置

(2) 事務所スペースの提供（保健省及び社会福祉省内を想定）

### 4. 配布資料／貸与資料

【配布資料】

・ R/D（2020年2月、PDMを含む）

・ “Final Report for Data Collection Survey on Intermediate Care of Elderly Persons”（2019年3月）

・ ”Happy Village Concept & Overview”（2019年8月入手）

### 5. 通訳

スリランカ国における業務においては、英語及びシンハラ語の使用が想定され、C/Pとのコミュニケーションを円滑に図るため、英語ーシンハラ語または日本語ーシンハラ語の通訳が可能な人材を備上すること。なお、業務の中でタミル語が必要となる場合も想定されるが、シンハラ語よりは用途が限定されると考えられるため、タミル語の通訳の備上は必須とせず、必要に応じて現地の方を通じてコミュニケーションを行うことでも可とする。

### 6. 業務用機材

業務遂行上必要な機材が有れば、プロポーザルの中で提案すること。なお、提案に際して業務用機材は本見積もりに計上する。

### 7. 現地再委託

本事業において現地再委託は想定していないが、現地再委託することにより業務の効率、精度、質等が向上すると考えられる場合、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGO等に再委託して実施することを認める場合がある。現地再委託により実施することが望ましいと考える業務がある場合、理由を付してプロポーザルにて提案すること。

なお、プロポーザル上の提案に際して現地再委託は別見積もりとする。

## 8. 安全管理

現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者全員を登録する。現地業務期間中は安全管理に十分留意する。当地の治安状況については、JICA スリランカ事務所、在スリランカ日本大使館において十分な情報収集を行うとともに、現地業務時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼および調整作業を十分に行う。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合には、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取るよう留意する。また、現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載する。安全対策・渡航手続きについては下記ホームページも参照し、内容を遵守すること。

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/abroad.html>

## 9. その他留意事項

### (1) 複数年度契約

本業務においては、年度を跨る契約（複数年度契約）を締結することとし、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができることとする。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度ごとの精算は必要ない。

### (2) 不正腐敗の防止

本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談するものとする。

### (3) 適用する約款

本業務にかかる契約は「事業実施・支援業務用」と規定する約款を適用し、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引とすることを想定している。

### (4) 新型コロナウイルス感染拡大による影響

本業務については、新型コロナウイルスの流行の状況やスリランカ政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容等が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定致します。

以上